

第4章 考 察

1 中央官衙系瓦屋の製品にみる箆記号について

11・12世紀の中央官衙系瓦屋の軒瓦の変遷は5期に分けることができる〔上原78〕(第1表)。BG36区SK1から出土した瓦は、前章で述べた如く、一部に平安中期の特徴を有する平・丸瓦片を含んでいるが、その主体は、中央官衙系瓦屋5期区分法のうち第Ⅳ期(12世紀中葉)～第Ⅴ期(12世紀後半)の軒瓦片と、それに共伴する平・丸瓦片とが占めている。その軒瓦の瓦当文様系譜や製作技術、平・丸瓦の分類については前章で述べたので、本章では、軒平瓦と平・丸瓦とに共通して認められる箆記号について考察しておきたい。

(1)

平安時代の中央官衙系瓦屋の製品には、刻印文字・箆書文字・箆記号などが認められ、箆記号は平安後期に至って現れる事実は既に指摘されている〔近藤77〕。この箆記号は、1～4本の沈線を組み合わせた単純な記号で(第16図)、軒瓦と平・丸瓦との区別なく存在する。いずれも生瓦の製作後、焼成以前に記入している。

文字瓦や記号瓦では、その押捺や記入の位置がひとつの重要な分析視角になる〔中谷・上原77〕。BG36区SK1出土の平瓦では箆記号はすべて端面にあり、丸瓦では玉縁部端面および筒部凸面の玉縁近くにある(26～28, 19・20)。ただし、この記入位置は、平安後期の平・丸瓦の箆記号すべてに共通しているわけではない。中央官衙系瓦屋の製品か否かを問わないならば、平瓦凹面に記入した例、丸瓦の筒部凹面に記入した例、丸瓦の筒部端面に記入した例〔木村・梶川・渡辺77〕、あるいは丸瓦の玉縁部凸面に記入した例〔平安博物館77一図版794〕なども報告されており、一見してその記入位置には統一性を欠いているように思われる。

しかし、一括資料においては、その記入位置に法則性を認める場合が多く、平安後期の平・丸瓦の型式分類を徹底していけば、箆記号の記入位置が年代差や瓦窯差あるいは工人差によって変異している点は証明できると考えている。たとえば、栢杜遺跡八角円堂址に伴なう一括資料では、平・丸瓦の箆記号はすべて端面に記入されている。報告者は慎重を期して、端面に箆記号を有する破片は数量的には多いが、完形品が稀少なため瓦当との関連性の有無は不明であると述べている〔鳥羽離宮跡調査研究所75〕。しかし、後述のように、

中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の軒平瓦の篋記号は、瓦当近くの平瓦部凸面に記入する例がほとんどなので、少なくとも平瓦端面の篋記号に関しては瓦当との対応はなく、純粹の平瓦と考えてよいと思われる。

しかし、現在のところ、良好な一括資料を型式分類に基づいて処理し、平・丸瓦における篋記号の法則性と数量の分析とを行なった例は皆無である。したがって、ここでは中央官衙系瓦屋の軒平瓦に主眼を置いて、篋記号の分析を行なう。それは、軒平瓦において生産地系列の認定がもっとも容易であるという理由にもよるが、軒平瓦の篋記号が瓦当近くの所定位置にあって、瓦当と対応させつつ分析することが可能なためである。

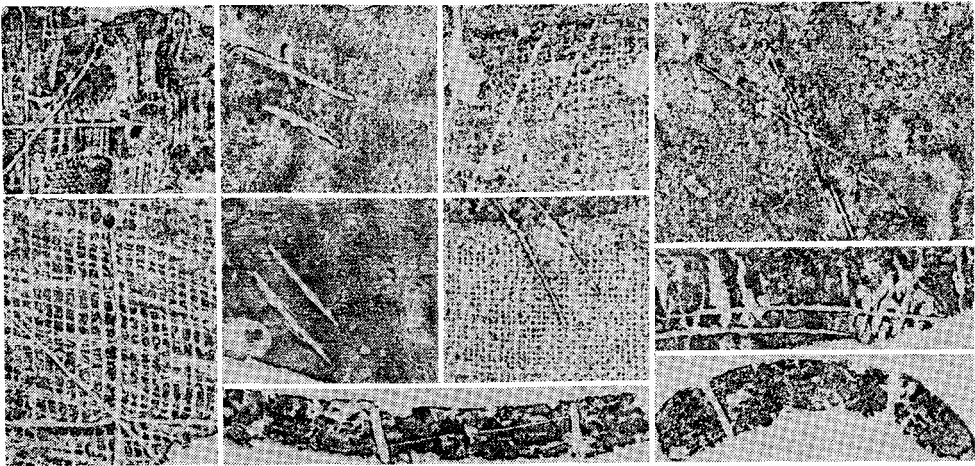
BG36区SK1出土の軒平瓦では、9(第Ⅳ期)が平瓦部凸面の瓦当近くに篋記号を有するのに対し、10・14~17(いずれも第Ⅴ期)はすべて平瓦部凹面に有する。この傾向は、他の資料においても明確に看取できる。

中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の指標である栢杜遺跡八角円堂址に伴う軒瓦群においては、軒平瓦の篋記号はすべて瓦当近くの平瓦部凸面に記入されている。中央官衙系瓦屋第Ⅲ~Ⅳ期の軒平瓦において、凹面に篋記号を有する例を知らない。

これに対し、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の軒平瓦、すなわち完成した段階の折り曲げ造りによる軒平瓦においては、平瓦部凹面に篋記号を有する例が圧倒的に多い。BG36区SK1出土の剣頭文軒平瓦(14・15)と同範の鳥羽南殿比定地内出土例〔細谷68—I1型式〕では、13点のうち10点は平瓦部凹面、3点は凸面の瓦当近くに篋記号がある。また京大病院遺跡AE15区出土のAⅡ類軒平瓦〔上原77〕では、篋記号を有する4点のうち3点までが平瓦部凹面に記入している。

中央官衙系瓦屋の製品に篋記号が出現する時期は、従来より漠然と平安後期であると考えられていたが、その実年代を正確に指摘するのは困難である。10世紀以前に遡る可能性の強い製品では、篋記号の存在は指摘できない。また、中央官衙系瓦屋第Ⅰ期(11世紀前半)は、当期に同定できる製品の絶対数が不足しているが、知見に及ぶ限りでは、篋記号は存在しない。したがって、現在判明している中央官衙系瓦屋の製品にみる篋記号の初現は第Ⅱ期(11世紀後半)に求められる。ただし、その実例は少なく、後述の12世紀以降に頻出する篋記号と同一の性格を有するものか不明である。

中央官衙系瓦屋第Ⅱ期の指標である法勝寺金堂の創建時に使用された右京区森ヶ東瓦窯産の軒平瓦〔杉山・木村・梶川75—図13の1〕には、篋記号を記入した例はない。また、これと同文異範の平安宮出土例〔平安博物館77—図版447・448〕においても篋記号を認めない。



第16図 篋記号集成(京都大学構内遺跡出土) 縮尺1/1.5

しかし、この一群の軒平瓦と近似した製作技術による製品のなかに、平瓦部凸面の瓦当近くに「十」「卅」などの記号を篋描きした例がある〔平安博物館77—図版406・430・773・774〕。瓦当文様から推定しても、中央官衙系瓦屋第Ⅱ期の製品に同定でき、篋記号の記入位置は、第Ⅲ～Ⅳ期の記入位置に近似する。ところが、製作技術や瓦当文様などから中央官衙系瓦屋第Ⅱ期に同定し得る軒平瓦のなかに、平瓦部凸面に大きく「大」字を篋描きした例がある〔平安博物館77—図版407・772〕。これと同文で同じく「大」字を記入した製品はあるが、異字例は知らない。後述のように、12世紀中葉以降の篋記号は、同範の軒平瓦においても異種記号を多く認め、同一工房内での符牒という性格が強い。したがって、篋描きという手法は同一であっても、この「大」字は12世紀中葉以降の篋記号とは質的に異なる可能性もある。あるいは、平安中期に盛行する瓦屋名や官司名を記した文字瓦〔近藤77〕と関連させて考えるべきものかもしれない。とするならば、前記の「十」「卅」の篋記号に関しても、その性格が12世紀中葉以降の篋記号の先駆となり得るものかどうかは、保留せざるを得ない。

さらに、法勝寺比定地内から「木工」の刻印を有する瓦〔西田25〕や「上」「吉」「壬」の印を端面あるいは側面に押捺した平瓦片〔木村・畑・上原75—図22〕が出土している点も問題になる。ただし、後者は中央官衙系瓦屋の製品か否かの確証がなく、その年代も不明である。前者は、類品が平安中期の製品に多く〔坂東64〕、また、法勝寺の寺地は遅くとも10世紀頃から藤原氏累代の別業の地であったため〔福山75〕か、平安中期の軒瓦の出土も知られている〔木村・畑・上原75—図20の14〕ので、これを以て直ちに11世紀後半まで「木工」印

が存在していた証左となし得ない。したがって、9～10世紀の中央官衙系瓦屋の製品に多く認める刻印〔近藤73〕が、11世紀後半まで継続していたか否かは今後の課題である。しかし、中央官衙系瓦屋第Ⅱ期の製品に篋記号の存在が稀であることと、これらの刻印を有する瓦の存在が相関関係にある可能性も皆無ではない。

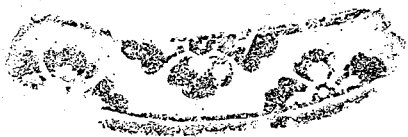
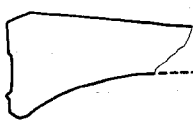
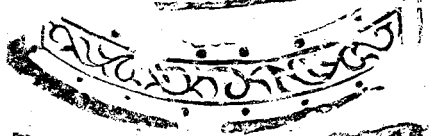
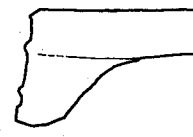
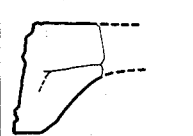
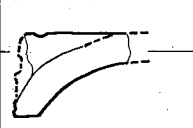
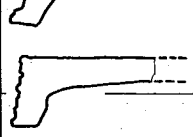
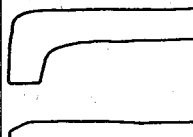
その出現が11世紀後半に求められたとしても、篋記号の盛行は12世紀に入ってからのことである。しかも、その頻度は、明らかに時期によって異なる。

京大病院遺跡A E15区の報告に際し中央官衙系瓦屋の軒平瓦をA I a類・A I b類・A II類に分類した〔上原77〕。これは、中央官衙系瓦屋第Ⅲ期・第Ⅳ期・第Ⅴ期に対応する〔上原78〕。報告では、A I a類は瓦范の磨耗状況からA I b類に近接する実年代を考え、A II類は完成した段階の折り曲げ造りの軒平瓦としては古い段階の製品であろうと想像したが、A II類は第Ⅴ期のなかでは新しい時期の製品であることは後に訂正し〔上原78〕、前章において剣頭文の割り付け法からこれを論証した。このA E15区出土の中央官衙系軒平瓦において、A I a類3型式7点中篋記号を有するものゼロ、A I b類4型式8点中篋記号を有するもの1点、A II類6型式以上9点中篋記号を有するもの4点を数える。ただし、いずれも破片である以上、この数値が篋記号の記入率を正確に反映しているわけではない。たとえば、A II類で「篋記号のないもの」はいずれも小片で、瓦当部の完存する例はすべて篋記号がある。また、A I a類に含めたH T20・21と同范品のなかには篋記号を有する例があり〔木村・畑・上原75—図21の18-1〕、第Ⅲ期にもその存在が指摘できる。いずれにしても、この結果、中央官衙系瓦屋においては、第Ⅲ期よりも第Ⅳ期、第Ⅳ期よりも第Ⅴ期に篋記号をもつ製品が増加していると推定できる。

京大病院遺跡A E15区の場合では、数量的にやや不十分の感があるので、別の一括資料を検討してみよう。

栢杜遺跡八角円堂址に伴う軒瓦群は、中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の指標であるが、ここでは少なく見積っても軒平瓦数個体につき1個以上の割合で篋記号が存在する。以下の数字は筆者の古いメモに基づくもので、正確を期すためには再検討を要するが、軒平瓦200点中36個体に篋記号を確認している。ただし、篋記号はひとつの製品に1カ所しかないのに瓦当は細片化しても1点として数えており、瓦当部を欠失した平瓦部はまったく検討していないので、実際には、篋記号の記入率はもっと高くならざるを得ない。これに対し、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の指標である鳥羽南殿比定地内出土の剣頭文軒平瓦〔細谷68—I1型式〕では、出土した13点すべてに篋記号を認める。これと同范のB G36区S K I出土の軒平瓦

第1表 11・12世紀中央官衙系瓦屋の軒平瓦変遷表 縮尺1/4
(〔上原78〕より作成，なお瓦当文様と断面は対応しない)

		瓦 当 文 様 (Design)	断 面 (Section)	備 考
11世紀前半	第Ⅰ期			・凹面の布目は粗い。 ・瓦当裏から凸面にかけては幅広い縦位の削り。
11世紀後半	第Ⅱ期	 	 	・瓦当下端は横位の削り。 ・瓦当裏および凸面は未調整もしくは多数の指圧痕を残す。 ・平瓦部の厚さが不定。
12世紀前半	第Ⅲ期	  	  	・凹面の布目圧痕下には糸切痕を残す。 ・瓦当下端は横位の削り。 ・瓦当裏は横位のナデ。 ・凸面は縦位の縄叩きもしくは未調整。 ・平瓦部の厚さは、普通の平瓦と同程度。
	第Ⅳ期	  	  	・瓦範が小形化。製品も小形・軽量のものが多くなる。 ・瓦当下端は横位のナデもしくは削り。 ・瓦当裏から凸面にかけて縦位のナデ。 ・瓦当面に対し平瓦部が鈍角をなしてとりつく。
12世紀後半	第Ⅴ期	 	 	・瓦当下端は横位の削りもしくは縦位の縄叩き。 ・凸面は縦位の縄叩きもしくは未調整。 ・頸部には曲げシワ・布目圧痕・指圧痕を残す。

および瓦当部を欠失しているが同質の軒平瓦計4点においても、すべての個体に篋記号を認める。完成した段階の折り曲げ造り軒平瓦のなかにも篋記号のない製品は存在し、鳥羽南殿の例から中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の軒平瓦は全個体に篋記号を持つとは言えないが、少なくとも第Ⅳ期よりも篋記号の記入率が高くなっていることは確実である。

現在のところ、中央官衙系瓦屋第Ⅲ期の良好な一括資料を検討していないが、私見に及んだ限りでは、第Ⅲ期にも篋記号をもつ軒平瓦は存在するが、その頻度が中央官衙系瓦屋第Ⅳ期のそれを凌駕することはないと考えている。

(2)

それでは、この篋記号は、いかなる目的で記入されたものであろうか。近藤喬一は、平安前～中期の平・丸瓦などに押捺された刻印は数量検印であろうと推定している〔近藤73・77〕が、平安後期の篋記号に関しては積極的評価を保留している。そして、平安中期に多い瓦屋名の略号を付した瓦が消滅する事実に注目し、「瓦屋の屋号をあえて主張しなくなったことの背景には、官窯系瓦屋の規模の縮少⁽⁷⁷⁾か、あるいは統合化が実施されたのではなかったか」「したがって、ヘラ記号に代表される——同じヘラ記号をもつものは、多分、胎土・焼成・色調・製作手法よりみて同一工人の手になったと考えられる可能性が最も強いこと——ように、少数に縮少された瓦屋の中では、あるいは収斂された場合には、その瓦屋内での仕事量の把握さえ出来れば充分で、あえて瓦屋の屋号もしくは、木工寮直轄下を主張する必要もなかった」(傍点部筆者)(近藤77)と述べている。

篋記号が盛行に向う12世紀中葉は、中央官衙系瓦屋の生産が異常なまでに高揚する時期で〔上原78〕、左京区岩倉幡伎町を中心とした栗栖野瓦窯も、この頃分窯を設けて生産を拡大している〔木村30〕。したがって、「官窯系瓦屋の規模の縮小」や「統合化」の結果、篋記号が普及したとは考えられないが、そのような歴史的評価に関しては後で問題にするとして、まず、上記引用文中の傍点部を問題にする。

近藤喬一が「仕事量の把握」と述べているのは、あるいは数量検印説を篋記号にまで適用しようと意図しているのかもしれない。しかし、平安前期の平・丸瓦に押捺された刻印を数量検印⁽⁸⁾と考えた理由は、刻印を有する製品が僅少な点にある。この論理に従うならば、平安後期の篋記号は、数量検印である可能性は非常に薄い。

前述のように、中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の軒平瓦においては、数個体に1個以上の割合で篋記号を記入した製品を認める。さらに、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の軒平瓦においては、ほとんどすべての製品に篋記号を認める。このような現象は、決して軒平瓦に限るわけでは

ない。たとえば、BG36区SK1から出土した箆記号を有する平瓦片(26~28)は、胎土や製作技術などに多くの共通点が認められる。第3章では、これをⅡa類平瓦およびⅡb類平瓦として位置づけた。Ⅱa類平瓦34片中6点の端面に箆記号があり、Ⅱb類平瓦は6片中1点の端面に箆記号がある。しかし、箆記号の記入位置は1方の端面に限られるので、端面を含んでいない破片は、記入率を考える場合は対象から外される。計40片中、端面の一部を含む破片は僅か18片であり、その半数は箆記号を記入しなかったほうの端面であるとするならば、 $7/9 \times 100 = 77.7\%$ 以上の割合で箆記号を有する製品が存在したことになる。BG36区SK1では数量的に不充分であるが、栢杜遺跡八角円堂址に伴う平瓦群においても、箆記号を端面に有する製品が少なくないこと〔鳥羽離宮跡調査研究所75〕は、上記の結果を保証してくれる。

近藤喬一が述べているもうひとつの重要な点は「同じヘラ記号をもつものは(中略)同一工人の手になった」という点である。しかし、箆記号の多くは、1~4本の直線を組み合わせた単純なもので、種類にも限りがある以上、同じ箆記号をもつ製品は同一工人の手によるとは言い難い。少なくとも、同じ(と言っても、手描きである以上、厳密には「似ている」としか言いようがないが)箆記号を有する製品で、胎土と焼成と色調および製作手法がまったく異なる資料が少なからずある。

しかし、実際には同じ箆記号をもつ製品が同一工人の手になるのではないかと考え得る材料が存在する。この点に関し、同範の軒平瓦に記入された箆記号が、必ずしも一種類に限らない点は重要である。栢杜遺跡八角円堂址に伴う同範の軒平瓦においては、2~3種の異種箆記号を認める場合がある。これ以外にも、同範の軒瓦に異種箆記号を記入した製品群が同一遺跡から出土する例は比較的多く、それが同じ工房で同時に生産したものとするならば、箆記号が需要者側の要求に基づくものではなく、まさしく生産者側の必要から記入したものであることは確実である。

同範軒瓦における異種箆記号の存在に注目したのは木村捷三郎である。鳥羽南殿比定地内から出土したG1型式軒平瓦(ただし、瓦範には2種類ある。)64点中に含まれている4種類の箆記号が、細部の調整技法の違いと対応関係にある事実を看取した木村は、それが4人の瓦工による製品群であると推定した。⁽⁸⁾鳥羽南殿比定地内出土のG1型式軒平瓦は、必ずしも中央官衙系瓦屋の製品とは断言し難いが、少なくとも中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の製作技術を基本的に踏襲しており、12世紀中葉~後半の製品と考えうる〔上原77〕。

同範軒瓦における異種箆記号と細部調整技法の相違との対応関係を認知できる例は稀で

あるが、木村捷三郎の推論を普遍化して、12世紀代の中央官衙系瓦屋の製品にみる篋記号は、同一工房内における製作者を区別する記号であると考えるのは許されると思う。BG 36区SK1出土の剣頭文軒平瓦およびそれと同範の鳥羽南殿比定地内出土のI1型式軒平瓦とを合わせれば、篋記号4種で、布目や製作技術などがそれに対応する可能性がある点は第3章で述べた。

篋記号が、同一工房内での製作者を区別する機能を有していたとするならば、それを非常に多くの製品に記入する理由は、生瓦段階の数量検印などではなく、焼成後、窯出した製品の製作者を区別するためであったと考えざるを得ない。この点に関連して、古墳時代の須恵器にみられる篋記号の問題は、きわめて示唆に富んでいる。古墳時代の須恵器の篋記号について、注目すべき見解を発表したのは中村浩である〔中村77〕。

中村浩は、和泉陶邑の陶器山206—I号窯において、天井の崩壊によって窯詰め当時に近い状況で出土した蓋杯を主体とする須恵器群を観察した結果、(1)蓋杯160個体のうち54個体に3種類の篋記号が存在する。(2)篋記号別の分布は必ずしも整然たる状況とは言えないにしても、窯詰めに際して、その配置に一定の法則が存在した可能性がある。(3)細部の製作手法において、異種記号の製品間に差異が認められる。以上の諸点を指摘し、篋記号は窯出し時に、生産者が類似製品を区別するために記入したと考えた。そして、この窯を「異なる工人あるいは工人群」が「共有あるいは共同使用」した場合を想定し、和泉陶邑窯全体では、篋記号を有する製品の割合は必ずしも多くない点や、当時の手工業生産の状況を勘案して、複数の工人が1個の窯を共同で維持し使用するような工人自立化の状況は想定し難く、その共同使用は比較的臨時的なもので、窯の維持には「窯元」的な中間層の存在を考えるのが妥当とした。

12世紀の中央官衙系瓦屋の製品にみられる篋記号は普遍的であり、中村浩の論理に従うならば、12世紀以降、中央官衙系瓦屋では工人の自立化が急速に進み、1個の工房あるいは窯を複数の工人が共同維持し使用したという認識も生じてくる。しかし、古墳時代の須恵器の篋記号の歴史的意義づけに関しては、中村説以外の方途も残されているように思うので、その結論を援用することは避け、ここでは、同時焼成の一群の須恵器における篋記号の存在形態が、同範軒瓦における篋記号の存在形態とはほぼ同一の資料価値を有する点を確認するに留める。

さて、12世紀以後の中央官衙系瓦屋では、同一工房内において瓦範は共有性が強いが、製品自体は製作者ごとに厳然と区別されるという状況が普遍化しつつあり、少なくとも12

世紀後半にはそれが確立している。窠記号の存在形態から想定されるこの状況は、この時点における中央官衙系瓦屋の生産体制を反映している。それでは、この生産体制は、それ以前の中央官衙系瓦屋の生産体制とどのように対置されるのであろうか。この問題に関して、近藤喬一が数量検印と考えている平安前～中期の文字瓦について再検討してみよう。

(3)

先述のように、近藤喬一が、平安前～中期の平・丸瓦に認められる刻印を数量検印と考えた理由は、押捺した製品が僅少である点にある〔近藤73〕。吉本堯俊もまた「押捺の方法に、一定の約束が存在すること」から「瓦が生乾きの間に、監督の役人がその良否、数量を検査したものであろう」と述べている〔吉本・井上・佐野72〕。しかし、印はすべて生瓦段階で押捺されており、焼成に際して相当のロスが生じることを勘案した場合、この段階での数量点検がはたして意味があるのかという疑問を生ずる。

近藤喬一は、この問題に関して次のように述べている。「瓦の数量を検することは、焼成後、窯よりとり出された確実な製品をもってするのが当然で、それ以前にあっては無意味ともみえよう。文献にも知られ、また現実に瓦窯跡にみられる如く、瓦の製作には相当数のロスがあり、またそれは当初より見込まれていたことであった。しかし造興福寺記に見られる数量の水ましは避けられるほうが賢明であり、新京造営といった、大規模な造瓦の要求される時点にあっては、工人側にしても、官側にしても、その数量の焼成後完成品のみをもって工賃を計算することなく、焼成前、瓦製作後、窯詰めに至るまでの製品数の掌握は必須のこととされたであろう」〔近藤73〕。

重要な部分であるため、全文を引用したが、この説明は生瓦段階における数量検印の意味を十分に解明しているとは言えない。「工賃の計算」のためならば、完成品の数量であっても、またロスを見込んだ概数であっても、それなりの数学的根拠はあるわけで、特に生瓦段階の数量の掌握を必須とする理由にならない。別の部分で、「数量検印」を「工人の仕事量のその長もしくは官による把握といった性格」と言い換えている点から推測するならば、数量検印を必要としたのは瓦工房の長や官側であったと考えているようにも思えるが、何故に生瓦段階で数量検印を行なったのかという点に関しては、依然として明らかではない。

焼成後の製品数は、経験的に近似値を予想できたとしても、生瓦段階から正確に推算することはできない。これが窯業生産におけるロスのもつ宿命である。とするならば、生瓦段階の数量点検とは、発注者側の要求に基づく焼成後の製品数の掌握とは異なった次元の

史料 1

掘埴

掘開埴土二人一日立方五尺。堅埴減一尺。一人

一日取埴大二千斤。堅埴減一千斤。

工一人作埴槌十五柄。夫一人作運埴葛籠十五口。

作瓦

夫一人一日打埴大三百斤。雇人加一百斤。以沙一

斗五升交埴四百斤。以一千八百斤為一

一疊。以四疊充一夫。工一人日造アカハラ坂瓦

九十枚。筒瓦亦同。但彫ノキ。端八十三枚。宇瓦廿八枚。鑢瓦廿三

枚。以埴十一斤造坂瓦一枚。筒瓦九斤。

宇瓦十八斤。鑢瓦十五斤。夫一人。暴干雜

瓦三百五十枚。

作坂瓦二料。商布一尺四寸。宇瓦一尺五寸。鑢瓦各二尺二寸。並充二兩充雜瓦六百枚。

工卅人。夫八十人。作瓦窯十烟。烟別工四

人。夫八人。燒雜瓦一千枚一料。薪四千八

百斤。柔埴加一千廿斤。

百斤。

(国史大系本『延喜式』)

問題であり、工房における工人の生瓦作成に至るまでのノルマに対する検印であると解さざるを得ない。

『延喜式』巻34「木工寮式」では、作瓦における工および夫のノルマは、史料1のように規定されている。この記載方式では、掘埴から始まって焼雑瓦に至るまで、明らかに各工程ごとに工と夫のノルマおよび仕事に要する料が規定されている。したがって、夫一人暴干雑瓦350枚という工程以前に記載されている工一人が一日で造らねばならない瓦の規定枚数は、焼成後の製品数ではなく、生瓦段階の製品数と考えるほうが合理的である。少なくとも、「日造」という形で規定されている以上、乾燥と焼成という長期を要する工程をも含めて、この規定枚数がわり出されたとは考えにくい。

管理者側としては、手工業生産におけるノルマは、各工程ごとに掌握するのが合理的な場合がある。分業体制は、必ずしも生産上の合理性から確立するとは限らない。管理上の要求から、その確立がなされる場合もあり得るわけである。律令体制下の造瓦組織は、この点において、各工程ごとのノルマが明示された高度な管理体制下に置かれていたようである。焼成後の製品数でなく、生瓦段階の数量を点検する意味は、このような管理者側の発想に基づくものであり、高度な官僚社会である律令体制下の官営工房において貫徹した原理と考えられる⁽⁴⁾。もちろん、『延喜式』の記載は必ずしも歴史の実態を示しているとは限らない。しかし、逆に、数量検印の存在は、当時の官営工房が『延喜式』的の原則を志向していたことを明示する。

したがって、平安前～中期の平・丸瓦に認める刻印と、平安後期の篋記号とは、外見は類似する現象であっても、質的にはまったく異なるものであったと理解できる。換言するならば、かつて官営の瓦工房を支配していた生産方式の律令制的原理は、10～11世紀をもって終了するのである。

以上の諸点から、中央官衙系瓦屋の製品における篋記号の出現と普及の歴史的意義が、やや明確になったと思われる。しかし、その普及の歴史的意義は、まさしく12世紀史のなかで説明せねばならない。それを「律令体制の崩壊」という通念的な言葉で表現することは簡単ではあるが、それは、その意義を明らかにしたことにはならないし、歴史学的でもない、ましてや歴史考古学の志向するところではない。考古学的には、造瓦の具体相と、その需要と供給関係の変質のなかで、これを説明していくことが必要と考える。

(4)

平安後期における中央官衙系瓦屋の生産量は、12世紀中葉(第Ⅳ期)に異常なまでに高揚する〔上原78〕。左京区岩倉幡枝町を中心とした栗栖野瓦窯も、この時期から第Ⅴ期にかけて、南庄田や西幡枝に分窯を設けて生産を拡大している〔木村30〕。この時期の中央官衙系瓦屋の製品には、様々な面において変化が認められる。本章の主題である篋記号の普及はそのひとつであるが、瓦当文様においては、従来の唐草文や蓮華文に対して巴文が主流を占めるに至る。また、製品に小型品が多くなるのもこの時期である〔上原75〕。

このような傾向は、南都系瓦屋群においてもほぼ併行して起っており、その他の地方瓦生産地系列にも大きな影響を及ぼしている〔上原78〕。巴文意匠の著しい普及の意味は、巴文というやや幾何学的とも言うべき瓦当文様では、描く者の個性が現われにくいことと関係があると想定した〔上原75〕が、その普及が、中央官衙系瓦屋の製品における篋記号の普及と小型品の多量化および生産の拡大と併行関係にある事実は、むしろ、瓦の需要と供給関係との変質のなかで再検討する必要がある。

11世紀末段階と12世紀中葉段階とでは、瓦への需要に質的变化があった可能性は、文献資料から想定できる。嘉保2(1095)年6月18日、前太政大臣師実(は)土御門京極堂を供養する。この堂は、伊予守泰仲が造立したものであるが、洛中を憚ったために、瓦を葺かず、鐘楼も立てなかったという〔『百鍊抄』〕。これは、寛治元(1087)年8月29日に、左右京職と檢非違使に仰せて、京中の堂舎建立を重ねて禁制せしめたこと〔『本朝世紀』〕に対応するもので、平安京域内における寺院建築に対する一貫した規制を反映している。しかし、法令の存在は違反者の存在を意味する。文永10(1273)年9月27日に至って、諸人が争って私堂

を京中に建てるのを固く戒める宣旨が出される〔『三代制符』〕が、この段階では、もはや平安京域内における寺院建築の規制は有名無実化していると判断してよからう。しかし、11世紀末段階では、洛中を憚って瓦葺を採用しなかったという実例が存在する以上、この規制は瓦の需要の増大をくいとめる役割は少なくとも果していたようである。

一方、12世紀中葉に至ると、瓦葺屋根に関して、やや異なった様相が顕在化する。天養2(1146)⁵年4月2日、内大臣藤原頼長は大炊高倉亭の乾角に蔵書・文書を保管するための文庫を造立する。この倉は、佐渡前吏伊俊が指図を献じたもので、板壁に石灰を塗り、戸には螭柄を塗って剝落しないようにし、屋根には瓦葺を採用したが、それは「無火難之構」として計画されたものであった〔『台記』〕。

防火を考慮した瓦葺屋根の採用は、地方においても現れる。安芸厳島神社は、仁安3(1168)年の大修造で面目を一新するが、神主佐伯景弘解〔『平安遺文』3483号文書〕によれば、本宮37棟と外宮19棟の社殿のうち3間2面の宝蔵だけが瓦葺となっている。また、天治3(1126)年の陸奥平泉中尊寺総供養の願文〔『平安遺文』2059号文書〕では、二階経蔵のみが瓦葺と明記されている。このように地方において瓦葺屋根が機能的な意味で使用されていることから推定するならば、京都においてもそのような面は顕在化していたと考えてよからう。12世紀に成立したという『信貴山縁起絵巻』では、命蓮の鉢によって空を飛ぶ長者の米倉は立派な瓦葺屋根に描かれている。

しかし、平安後期における造瓦の隆盛は、防火という機能的な面から生まれたものではない。その最大の原因は、浄土教の隆盛によって、九体阿弥陀堂をはじめとする浄土教建築が多数建立されたことにある。その頻度は、白河院政期および鳥羽院政期をピークとしており〔村山66〕、京都白河の地では、保元・平治の戦乱以前の70余年のうちで、平均して5年に1寺が建ち、毎年1堂が建つほどの隆盛を見たという〔福山64〕。したがって、中央官衙系瓦屋の製品の小型化と量産化および巴文・篋記号の普及は、むしろ、京都における造寺活動がピークから下降線を辿り始める時期に併行していると言えよう。

上記のような事態が、11世紀末から12世紀中葉における瓦需要のありかたとして重要な点であるならば、これに対する瓦供給体制はどのようなありかたを示すのだろうか。

まず重要なのは、地方瓦生産地系列の動向である。瓦当文様の展開から推定すると、丹波系瓦屋の操業は、11世紀中葉から12世紀前葉をピークとし、12世紀中葉にはその生産能力を著しく低下させた可能性が強い。また、12世紀後半には、南部系瓦屋の製品の京都への搬出はあまり行なわれなかったのではないかと思われる。こうした地方瓦生産地への依

存が困難になったことと、12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の生産の増大とが無関係であったとは思われない〔上原78〕。

しかし、一方では、12世紀中葉以降も供給能力を保持していた地方瓦生産地系列自体の体質が、この時期を境に変わりつつあった点も見逃せない。11世紀にはじまる地方から京都への大量搬入の背景には、当時の造寺や造宮の方法として一般的であった所課国制・造国制という形態、そして受領層が権門勢家や院などの造営業事に対して成功という形で奉仕した事実が存在する〔上原78〕。しかし、京都出土の地方産の瓦がすべて国衙機構を媒介として搬入されたわけではない。12世紀初頭の尊勝寺創建に際し、播磨守基隆が造営した南大門と東西両塔には、多量の播磨系瓦屋の製品が用いられたが、尊勝寺比定地内から出土する播磨系軒瓦のなかには、明らかに12世紀中葉以降の製品が含まれている。建久3(1192)年の「後白河院庁下文」〔『九条家文書』515号文書〕では、播磨国多可郡安田保は、従来、雑事を免除される代りに、尊勝寺と蓮華王院の両寺に2万枚の瓦を分進していた⁽⁶⁾が、以後は不輸の地とし、官物も庄家に付して年貢ならびに瓦勤を致すべきの旨を、播磨国在庁官人と安田庄官に下知している。つまり、ここでは国衙機構を媒介としない、寺領荘園から直接瓦を貢納する方式が確立している。これが、必ずしも荘園内工房の存在を意味するものではなく、在地間交易などを通じた比較的広範に及ぶ流通網の上に成立していた点も既に論証した〔上原78〕。

地方瓦生産地系列が国衙機構の主導下に置かれた瓦生産や供給体制から脱していく過程は、必ずしもすべての生産地系列で認知できるわけではない。たとえ、そうした経過が各地方で辿り得たとしても、その年代は各地域によって様々であったろう。しかし、京都の政界が、そうした国衙支配の弱体化を認知し、従来のように造国を定めて瓦の調達法は各国司の裁量に任せる方式とは別の方法で地方から瓦を搬入した事実がある。

保元の乱で一躍政界に踊り出た藤原信西が中心となって行なった事業のひとつに大内裏復興がある。「九条家本延喜式巻第四十二」の八省図の裏にある「造内裏国宛」文は、この事業に関連した文書と考えられており〔福山41〕、そこでは1建造物と付属施設とを1カ国が担当する「造国」方式と、長大な廊を2～4カ国に分担させる「所課国」方式とが併用されている。保元2(1157)年3月26日には、早くも上棟が行なわれるが、これに先立って、行造内裏事所が伊賀国北杣出作の負担について指示した下文がある〔『平安遺文』2877号文書〕。その賦課の内容として、縄、檜皮、石灰、絹、釘、米、人夫10人などとともに「大瓦鑑七枚、檐六十枚、平廿四枚」が明記されている。

これらの資材および労働力は「庄公平均」に賦課したと明記されている。いわゆる「一国平均役」である。たしかに、軒丸瓦⁽⁶⁾7枚、軒平瓦60枚、平瓦24枚という数量は、「長橋廊五間」のための資材としてはやや理解に苦しむ。「庄公平均」が具体的にどのように実施されたのか不明だが、少なくとも、瓦を負担したのが伊賀国北柚出作のみではなかった点は確実であろう。

しかし、このような賦課の方法が、はたして実現したのかという疑問も生ずるが、平安宮内裏推定地内から出土した軒瓦に注目すると、12世紀中葉頃に推定できる製品には、六勝寺などではあまり見られないものが含まれている。そのひとつは、讃岐西部の三豊郡豊中町の道音寺付近の瓦窯の製品と推定される軒瓦〔平安博物館77—図版155・520・521〕で、京都から出土する讃岐系瓦の大部分が、讃岐国衙近くの十瓶山古窯址群〔森・伊藤71〕中の瓦窯の製品であることと対照的である。さきには、この説明に窮し、道音寺付近の瓦窯は在地寺院のために臨時的に築窯されたもので、その本拠は讃岐国衙近くにあり、そこから製品が平安宮などに、もたらされたと考えようとしたが、製作技術が十瓶山古窯址群系の製品とは若干異なるので躊躇していた〔上原78〕。しかし、保元2年の大内裏復興に際し、「庄公平均」賦課の方式が讃岐国においても採用されていたとするなら、その説明は比較的容易である。また、平安宮内裏推定地からは、淡路産の瓦〔平安博物館77—図版199・557〕や備前もしくは備中産の瓦〔平安博物館77—図版191・192・501・510・485～489〕が出土しているが、これらも当代の製品と考えたい。なお、淡路国では、播磨系瓦屋の瓦陶兼業の工房を招き入れた形跡がある。

平安宮内裏推定地から出土する12世紀中葉の軒瓦の供給体制を具体的に検討するのは困難であるが、鳥羽南殿や尊勝寺比定地内出土の一括資料のような成功記事との対応が明確な軒瓦群との比較において、やや特殊なあり方を示す上記の軒瓦などを「庄公平均」賦課方式の反映とみるのは可能かもしれない。しかし、尊勝寺比定地内の南部地域で主体を占める播磨系軒瓦も、瓦当文様系譜は複雑な内容を有し、その瓦窯も播磨国東部地帯に散在する。これは、単純な国衙工房的概念では説明できない。あるいは、製品の調達が播磨国衙の裁量に任されていた段階であっても、法制的ではないにせよ実質的には「庄公平均」賦課に近い方式による瓦の調達が、国司の権限で採用された可能性は否定できない。したがって、先の「保元2年3月日行造内裏事所下文案」の積極的な評価は法制的な問題にとどめざるを得ないが、これを瓦供給体制のひとつの変革とみるのは許されると考える。

これ以外に、12世紀中葉には、醍醐寺荘園である若江庄や渋川庄付近に築かれた窯から、

醍醐寺大智院に瓦が供給されている事実もあり、荘園内工房という形態も現実存在したようである〔上原78〕。

(5)

以上述べたように、12世紀中葉には、瓦の需要および供給の面において大きな変革があることが判った。それでは、中央官衙系瓦屋第Ⅳ期における瓦生産の変質、すなわち巴文意匠や匱記号の普及、瓦の小型化と量産化という変化は、こうした瓦の需要・供給体制の変革とどのように有機的に結びつくのであろうか。

法成寺造営にはじまる浄土教の隆盛を背景とした寺院などの造営に際し、11～12世紀前半にかけての丹波、讃岐、播磨、尾張などの諸国では、国衙主導下で瓦生産の開始もしくは拡大がなされ、国衙機構を媒介として製品を京都に搬入することが多かった。11世紀中葉の興福寺金堂の再建に際して、南都諸寺院付属の瓦屋で所要瓦を生産する見通しが立っているにもかかわらず、その造営を命ぜられた諸国が自国内で瓦を造焼したい旨を希望している事実〔『造興福寺記』〕は、この時点では、諸国内の瓦生産機構の大部分は国衙支配下にあったことを示す〔上原78〕。しかし、12世紀中葉頃には、各地の瓦生産に対する国衙の干渉力は弱体化し、国衙機構主導による大量の瓦搬入は望みにくくなったようである。

「保元2年3月日行造内裏事所下文案」に示されたような「庄公平均」に瓦貢納を義務づけた場合、義務づけられた側ではどのように対処したのであろうか。その荘園や公領に瓦生産の伝統があれば問題はないが、たかだか軒丸瓦7枚、軒平瓦60枚、平瓦24枚のために新たに瓦工房を起すことはあり得ないであろう。とするならば、その貢納のための瓦は購入するしか途はない。伊賀国北柚出作がどのように対処したか不明であるが、現在のところ、当時伊賀国で瓦生産を行なった形跡はない。おそらく、他国にその生産を依存したのであろう。

このように考えていくと、瓦の交易と流通は、この当時一般的現象として認められたに違いない。12世紀中葉に至っても、地方瓦生産地系列の製品の京都搬入は行なわれていた。それらは国衙機構を媒介とする場合のほかに、寺領荘園からの貢納、「一国平均役」方式による賦課など様々なルートを経由して搬入されたと思われる。そのルートは、必ずしも直接的なものではなく、在地間交易なども介在させつつ維持されていた。しかし、ルートが多様化し複雑化するにつれて、そのパイプ1本1本は非常に細くなっていったのではないと思われる。事実、地方生産地系列の製品で巴文意匠を採用した軒瓦は、蓮華文や唐草文意匠の軒瓦に比して、京都市内での出土量は少ない。一方では丹波系瓦屋はこの頃

操業を停止もしくは著しく縮小し、南都系瓦屋の製品も京都搬入を中断した形跡がある。

このような背景のもとに、中央官衙系瓦屋はその生産を拡大する。瓦の小型化は、量産化を意図すると同時に、倉庫などの瓦葺屋根の需要に答えるためのものであったかもしれない。あるいは、当時の建造物の脆弱さと関連するのかもしれない。また、巴文意匠の普及は、量産化に伴う瓦当文様の多様化と質の低下を最小限に食い止める役割も果たであろうし、工人の新規採用も容易にしたかもしれない。そうした変革のなかで、篋記号を製品に刻むことが多くなる。

篋記号は非常に多くの製品に付され、窯出し後の製品の製作者を区別するためのものであった。そこでは、かつての律令体制という管理体制下で、各工程ごとに仕事量を掌握され、最終的な製品にまで個人の責任を問うことが少なかった生産組織とは、まったく異質な世界が展開する。管理者側の要請により高度に分業化された手工業分野では、上からの組織の再編があった場合を除けば、技術的には停滞しがちである。軒平瓦における曲線額の伝統は、奈良時代から11世紀前半に至るまではほとんど変化を遂げずに中央官衙系瓦屋で受け継がれている。これが11世紀後半から12世紀後半に至るまでに著しい変化を遂げる(第1表)のは、造瓦組織自体の変革を考えずには説明できない。それは、生瓦段階での数量的ノルマを果せば可とするか、瓦工が最終段階の製品まで責を負うかという異質の構造を対比することで説明できる。

その萌芽が11世紀後半にあったとしても、中央官衙系瓦屋の変容は12世紀中葉に求められる。その内容は、もはや「官窯」とは言い難い。誤解を恐れずに言うならば、この時点で中央官衙系瓦屋は中世の変容を遂げたのである。陸奥平泉や安芸厳島神社、あるいは鎌倉で、中央官衙系瓦屋第V期の製品が使用される姿が、瓦工の地方進出を意味するならば、そこには中世の番匠の世界[大河71]の先駆を認め得る。栢杜遺跡の九体文六堂は、東大寺系工匠集団によって造営されたと推定される。それに伴う遺瓦群に認める刻印は多種多様な内容を有し、その押捺率も比較的高いようである。これに伴伴する軒丸瓦は1型式、軒平瓦は3型式にすぎない事実[鳥羽離宮跡調査研究所75]を考慮するならば、この種の刻印も工人印であった可能性が強く、鎌倉時代の東大寺系瓦工集団においても、窯出し時に各工人の製品を区別することが行なわれていたと推定される。

だが、中央官衙系瓦屋は、おそらく13世紀に入ってから著しく衰退する。しかし、それは、多量の瓦を必要とする造営事業が京都において著しく減少したこと、さらに南都系工匠集団の京都への進出が顕著になったことと関連づけ得たとしても、12世紀中葉における

中央官衙系瓦屋の中世の変容を否定する材料にはなり得ない。以後、中央官衙系瓦屋の中核であった栗栖野は、土師器生産地としての命脈を保つ。それは、尾張系瓦屋が、以後中世陶器生産地として隆盛し、播磨系瓦屋などでも、須恵器系陶器生産を続けたこととも対比し得ると思われる。

12世紀中～後葉は変革期であった。政治史的には、院政から平氏政権そして鎌倉政権へとめまぐるしい変転を遂げる。しかし、それが単なる政治史の変革期のみではなく、手工業分野においても大きな変革期であったことは、少なくとも窯業生産部門にあっては否定し難い事実である。

2 遺構の性格と年代

本調査で検出した遺構は瓦溜(BG36区SK1)1基である。本瓦溜出土の瓦は、形式的にも量的にもまとまっているとは言え、瓦溜という性格上、資料的には弱い。

元来、瓦溜の形成には、いくつかの類型が想定できる。摂津四天王寺や大和法隆寺のように古代から現代に至るまで寺観を保ち続けた寺院において、境内から瓦溜が検出されることがしばしばある〔天沼編36, 上田・岸26〕。おそらく、焼亡時や修理時に、不要となった瓦を整地の意味も込めて埋めたものであろう。この種の瓦溜では、たとえ寺院が長期間興亡を繰り返したものであっても、1個の瓦溜に含まれる瓦群の年代は比較的限定される。

これに対し、史跡を訪れると、畑の耕作に際して出土した瓦片が一隅にうず高く積み重ねられている情景をよく目撃する。これらは、一括して道路に敷いたり、不要の野井戸に放り込んだり、比較的深い穴を掘って埋め込んだりするようである。この種の瓦溜では、その一括性は稀薄である。

要するに、瓦溜には、瓦が廃棄された時点と瓦溜の形成がほとんど同時期である場合(1次的瓦溜)と、瓦の廃棄から瓦溜の形成まで空白期がある場合(2次的瓦溜)とがある。前者の資料価値がまさることはいうまでもない。瓦溜からの一括出土瓦は、建築址に伴なう瓦落ちの一括遺物に比して資料価値が低いが、1次的瓦溜では一括性が強く、単一堂宇に対応する瓦群として扱い得るものが意外に多いのではないと思われる。

本瓦溜は、その上に堆積した赤褐色土Iに14世紀を中心とする土器群を含み、その形成年代の下限が決定できる。また、瓦溜中の瓦は、13世紀初頭を降ることはなく、形成年代の上限も自ずと決定できる。したがって、瓦溜としての性格は、1次的瓦溜に近く、その一括資料としての価値は高い。

瓦溜が存在する以上、その瓦や混在する大型礫を使用した建築址の存在が付近に想定で

きるわけであるが、その位置を推定する手がかりはない。ただし、京都大学北部構内を含めた北白川一帯では各所から瓦が出土しており、地点によって若干その様相が異なる。

本調査地より農学部グラウンドを隔てた北西約500mの地に、著名な北白川廃寺がある。古く東方堂宇址が調査され〔梅原39〕、近年その西方約80mの地点で塔址が検出された〔梶川・浪貝編76〕。東方堂宇址と西方塔址に伴なう瓦群は基本的にはほとんど同一の内容を有するが、若干の差異がある。

北白川廃寺の軒瓦は、大きく3群にわけることができる。第1群は、創建から余り時期を隔てずして使用された一群で、当時の政治的中心地である大和国の寺院の軒瓦の瓦当文様に直接の祖型を求め得る。山田寺式の系譜下にある単弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第13の(一)、梶川・浪貝編76—図12のE〕や、紀寺式の系譜下にある外区雷文帯の複弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第13の(二)、梶川・浪貝編76—図12のA・図16の1〕およびこれとセットをなす重弧文軒平瓦や藤原宮式の系譜下にある変形忍冬文式の偏行唐草文軒平瓦〔梅原39—図版第17の2・図版第18、梶川・浪貝編76—図18の2〕などがそれである。

第2群は、大和国の寺院の軒瓦に直接その祖型を求めることができず、瓦当文様からその製作年代を推定するのが困難な1群である。そのため、この第2群の実年代は論者によって異なり定説をみない。単弁六葉蓮華文の弁間に珠文を置く軒丸瓦〔梅原39—図版第14の9、梶川・浪貝編76—図7の1・3・図12のH〕に関しては、平安時代に比定する説もある〔京都大学文学部68〕が、筒部に奈良前期特有の叩き目を残す例もあり、高句麗系軒瓦の影響を強く受けている点からも、北白川廃寺創建に近い時期の製品と考えられる。また、全個体において、中房別粘土造りの技法が認められる単弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第14の10、梶川・浪貝編76—図7の2・図12のB・図17の9～15〕に関しては、伝法成寺出土の同範例〔福山・大塚68—第1図6〕の存在から平安時代まで下降する製品と考えていたが、弁端の形状が左京区幡枝瓦窯の高句麗系軒丸瓦〔奈良国立博物館70—図81〕に通じる点、中房別粘土造りの技法は奈良前期以前の軒丸瓦には類例が多いが、平安時代には類例がない点、などから奈良時代以前に遡るものと考えたい。さらに、葉研状の細弁二十一葉を配した蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第14の8、梶川・浪貝編76—図13のL・図16の3～8〕に関しても、平安時代に比定する説〔京都大学文学部68〕があるが、弁の形状が大和横井廃寺の細弁十六葉蓮華文軒丸瓦〔奈良国立博物館70—図161〕に類似し、瓦範が瓦当外周まで及んでいる点などから、平安初期以前の製品と考えるべきものである。この同文例は、西京区の檜原廃寺からも出土している。檜原廃寺で主体をなす重弁八葉蓮華文軒丸瓦と同

文の製品も、北白川廃寺から1点出土している〔梶川・浪貝編76—図12のI〕。これら第2群軒丸瓦のセットとしては、素文軒平瓦や重弧文軒平瓦などを考えている。

第3群は、平安遷都後、おもに洛北に設置された中央官衙系瓦屋で製作した軒瓦で、平安前期のものとして、栗栖野瓦窯産の唐草文軒平瓦や西寺銘の唐草文軒平瓦〔梅原39—図版第19〕・複弁四葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第14の4〕があり、平安中期のものとして、小野瓦窯産の単弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第15の6、梶川・浪貝編76—図17の16〕や栗栖野瓦窯系の複弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第15の5、梶川・浪貝編76—図13のK〕、およびこれとセットをなす唐草文軒平瓦〔梶川・浪貝編76—図18の3～5・図19の6～7〕がある⁽⁹⁾。

東方堂宇址と西方塔址との伴出状態を対比すると、第1群軒瓦は両者に共通して存在するが、東方堂宇址では主体を占め、西方塔址ではむしろ副次的であるように思われる。これに対し、第2群軒瓦は、西方塔址で主体を占め、東方堂宇址での出土例は報じられていない。第3群軒瓦は両者に共通して存在するが、平安前期の製品は東方堂宇址で顕著であり、平安中期の製品が西方塔址で多いようにも見える。おそらく、第1群および第2群軒瓦は、ともに北白川廃寺創建からあまり時期を隔てない頃の製品で、堂塔によってその使用状況が若干異なっていたのであろう⁽¹⁰⁾。第3群軒瓦のありかたは、修理時期の若干の差異を反映しているのかもしれない。

京都大学北部構内の各所から出土する軒瓦のなかには、この北白川廃寺の瓦と同文品もあるが、その存在形態は、基本的には、まったく異質である。

第3章で述べたように、BG36区SK1出土の瓦は、12世紀中葉～13世紀初頭の中央官衙系瓦屋の製品を主体としており、平安中期の瓦をもって終焉する北白川廃寺とは明らかに異質である。またBG36区SK1の南西約250mの農学部総合館の南に、東西に長いトレンチ(第1図19)を入れた時に出土した軒瓦群〔中村73〕は、小野瓦屋産の単弁八葉蓮華文軒丸瓦をはじめとする平安中期の中央官衙系瓦屋の製品が主体を占めており、播磨系瓦屋の製品などを含む若干量の平安後期の軒瓦も出土している。さらに、その北の農学部遺跡BE33区の調査に際して出土した軒瓦群〔上原77〕は、量的には平安後期の製品が多いが、平安初期から鎌倉・室町時代に至るまでの軒瓦が出土しており、形式的にはほとんどまとまりがない(第1図12)。この西側に隣接するBE32～33区にまたがる地点(第1図13)で出土した軒丸瓦には、北白川廃寺の第2群軒丸瓦に分類した細弁二十一葉蓮華文軒丸瓦が1点含まれているが、磨滅が著しい〔中村74〕。同地点からは、平安前期の中央官衙系瓦屋の

軒丸瓦も出土しているが、大部分は平安後期の軒瓦の小片で、これも型式的にまとまりがあるとはいえない。その東方の理学部植物園BD34・35区(第1図16)からも、栗栖野瓦屋産の平安前期の軒丸瓦片と若干量の平安後期の軒瓦を出土しているが、これも型式的にはとんどまとまりがない〔中村74b〕。

以上をまとめると、京都大学北部構内から出土する軒瓦には、北白川廃寺の第2群と第3群軒瓦に共通するものが1型式ずつあるとは言え、基本的にはその内容はまったく異質である。京都大学北部構内から出土する平安前～中期の中央官衙系瓦屋の製品には、北白川廃寺の第3群軒瓦のような栗栖野と小野という至近距離にある瓦屋の製品のほかに、いわゆる奈良型式の重圈文軒瓦や西賀茂瓦窯と河上瓦窯の製品、あるいは緑釉瓦片なども含まれており、さらに11世紀以降には、丹波・播磨系瓦屋の製品も搬入されるなど、その供給源は多様である。

平安後期の軒瓦は、各地点から散在的に出土するが、BG36区SK1の資料が型式的にも量的にもまとまっており、また、BE33区付近でも量的なまとまりを認める。これに対し、平安中期の軒瓦は、農学部総合館南(BD31～33区付近)で型式的・量的なまとまりがある。平安前期の軒瓦は、出土量が少ないので確言できないが、BE33～BD34区にかけて分布するようである。

以上のように本調査以後に行なった調査の資料を加えることによって、出土した瓦に年代的・地域的なまとまりがあることが指摘できる。また第1章で述べたように京都大学北部構内付近には、いくつかの寺院址の存在が推定できる。これらが相互に関係を有する可能性は高いが、現在の資料では、それを積極的に関連づけるまでには至っていない。将来的には、京都大学北部構内の発掘調査を実施するとともに、鴨東に関する文献史料を網羅し、この問題を解明したいと考えている。

〔注〕

- (1) 文献史学による政治史的時代区分は、考古学資料に基づいた時代区分とは合致しないことが多い。歴史考古学が一分野として成立するためには、考古学資料に即した時代区分論を呈示することが第1の課題であり、その後、初めて文献史学の成果と対等な立場で議論を噛み合わせることが可能と考えている。しかし、歴史時代に関する考古学的な画期づけが不十分な現状では、文献史学による政治史的あるいは文化史的時代区分の名称を援用せざるを得ない。叙述に際して、時代の名称なしにすませることができないからである。しかし、時代の区分法は文献史学の中でも議論の多い点である。考古学者がその時代名称を援用する場合には、この事実を踏まえた上で、最大公約数的

な広い枠のなかで利用していくべきであろう。少なくとも、その用語が支えきれないような厳格すぎる意味を、他分野の時代区分名称に付すべきではない。筆者は、具体的には可能な限り○世紀前半・後半の2分法と○世紀前葉・中葉・後葉の3分法を併用して叙述に努めているが、やむを得ず「平安中期」「平安後期」「古代末期」などの総称も用いている。ただし、これには厳格な意味は付していない。本稿でも同様である。しいて言うならば、平安中期とは10世紀～11世紀前半を中心として9世紀後半や11世紀後半の一部をも含み得る時代名称であり、平安後期とは11世紀後半～12世紀を中心とし11世紀前半や13世紀前半の一部をも含み得る時代名称である。古代末期は、主に11・12世紀の総称として用いているが、多少私的な価値観(歴史観)を含んでいる。

- (2) 近藤喬一は「数量的に非常に僅少である」ことを強調しているが、具体的な数値は掲げていない。なお、右京区西賀茂鎮守庵瓦窯群では「官」刻印瓦が出土しており「出土した全瓦片、米袋約100、ダンボール箱約50という驚くべき量をすべて洗滌し零細な「官」の刻印を有する破片を12片(およびその他の刻印瓦3点——筆者注)も検出しえた」と記述されている〔吉本・井上・佐野72〕。厳密さを欠くが、ひとつの参考にはなるであろう。
- (3) 木村捷三郎談話。
- (4) ただし、恭仁宮大極殿や東大寺法華堂に伴なう人名押捺の文字瓦は、工人名である可能性が強く〔中谷・上原77〕、その押捺率は異常なほど高く〔中谷・上原・大槻78〕、数量検印とは考えにくい。律令体制下においても、このような文字瓦が存在する意味に関しては、稿を改めて論じたい。
- (5) 校正中、今里幾次氏より、この文書において、尊勝寺・蓮華王院に瓦を分進していたのは安田保ではなく、安田庄に加納された「瓦保」であるとの御教示を得た。今里氏の解釈が妥当と考えるが、前稿〔上原78〕を含めて改定は将来に委ねる。
- (6) 大瓦鐙の「大」の意味はよく判らないが、「大瓦」は「鐙」のみではなく「檐」「平」にも掛かると理解すべきであろう。
- (7) 瓦範の中房部にまず粘土の小塊を押し込んで、その裏に貼り付けるようにして残余の部分に粘土塊を押し込んでいく技法。
- (8) 第1群に分類した外区雷文帯の複弁八葉蓮華文軒丸瓦のなかにも、この技法による製品がある。
- (9) このほか平城宮式軒瓦にやや近似した奈良後期の軒丸瓦が若干出土している〔梅原39—図版第14の3、梶川・浪貝編76—図12のC〕。
- (10) ただし、第1群軒瓦が中央からの影響によっているのに対し、第2群軒瓦は在地性がきわめて強いのは、両堂塔の性格が異なることを示しているのかもしれない。北白川廃寺2寺併存説も再考の余地があるように思われる。